

生活総合保険 保険約款改定のお知らせ

アメリカンホーム保険会社では、2025年10月1日以降にご継続される保険契約から、以下のとおり生活総合保険の保険約款(普通保険約款・特約)を改定いたします。改定後の補償内容の詳細につきましては、新しい保険約款をご確認ください。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<改定内容>

改定内容を下表のとおりご案内いたします。なお、下表の内容のほかにも、ご契約内容に実質の影響が生じない軽微な変更も行います。

改定項目	概要
「危険ドラッグ」の取扱いの明確化	「麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等」の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間等を補償の対象外としている規定において、列挙されている麻薬等に危険ドラッグ(指定薬物)を含む旨を明確にします。
傷害通院保険金支払特約の改定	実際に通院していない場合であってもギプス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金等をお支払いするみなし通院の取扱いについて、対象となる「器具」「部位」の規定を変更し、かつ固定部位を受傷部位に限定する要件を削除します。 2022年度診療報酬改定により「オンライン診療料」が廃止され、情報通信機器を用いた初診、再診、医学管理料に関わる評価が新設されたことに伴い、「オンライン診療」の定義を見直し、具体的な診療方法を明記する内容に変更します。また、「通院」の定義を変更し、同月に複数回オンライン診療を受けた場合に、「オンライン診療料」が1回算定されたときは、最初の1回にのみ通院したものとみなす旨の規定を削除します。
個人賠償責任補償特約の改定	補償の対象となる被保険者の範囲から、本人の親権者ならびにその同居の親族および別居の未婚の子を外します。ただし、本人に関する個人賠償事故に限り、本人の親権者を引き続き被保険者とします。 保険契約者または被保険者の法定代理人の故意による個人賠償事故を免責とします。

以上